

船舶事故調査報告書

令和8年3月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	衝突
発生日時	令和6年10月14日 09時43分頃
発生場所	熊本県上天草市樋島大橋北方沖（柳瀬戸） 上天草港樋島防波堤灯台から真方位205° 270m付近 （概位 北緯32° 23.7′ 東経130° 24.4′）
事故の概要	小型兼用船和丸は、北進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。 和丸は、船首外板に擦過傷を生じ、また、ミニボートは、トランサムに亀裂を生じた。
事故調査の経過	令和6年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 小型兼用船 和丸、4.9トン KM3-54077（漁船登録番号）、個人所有 11.95m (Lr) × 2.80m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、302.00kW、平成3年2月 第293-24229号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照） <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">写真1 A船（係留中）</p> B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 長さ3m未満、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳

乗組員等に関する情報	<p>A 船長A 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月10日 免許証交付日 令和3年6月16日 (令和9年4月2日まで有効)</p> <p>B 操縦者B 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年12月6日 免許証交付日 令和2年8月26日 (令和7年12月5日まで有効)</p>
死傷者等	<p>A なし B なし</p>
損傷	<p>A 船首外板に擦過傷 B トランサムに亀裂(写真2参照)</p> <div data-bbox="555 869 1410 1267" data-label="Image"> <p>写真2 B船 (本事故後、輸送のため分解された状態)</p> </div>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、熊本県八代市八代港で修理が行われている船舶の部品を輸送する目的で、令和6年10月14日09時30分頃八代港に向けて熊本県天草市御所浦漁港の係留場所を出航した。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターを作動させ、操舵室の舵輪の前の椅子に腰を掛けて手動操舵で操船し、上天草市天草上島及び同市櫛島と樋島との間の柳瀬戸に向かってA船を北東進させた。</p> <p>なお、船長Aは、A船にレーダーを装備していたが、昼間であり、また、いつも通る海域であったので、レーダーを使用していなかった。</p> <p>(図1 参照)</p>

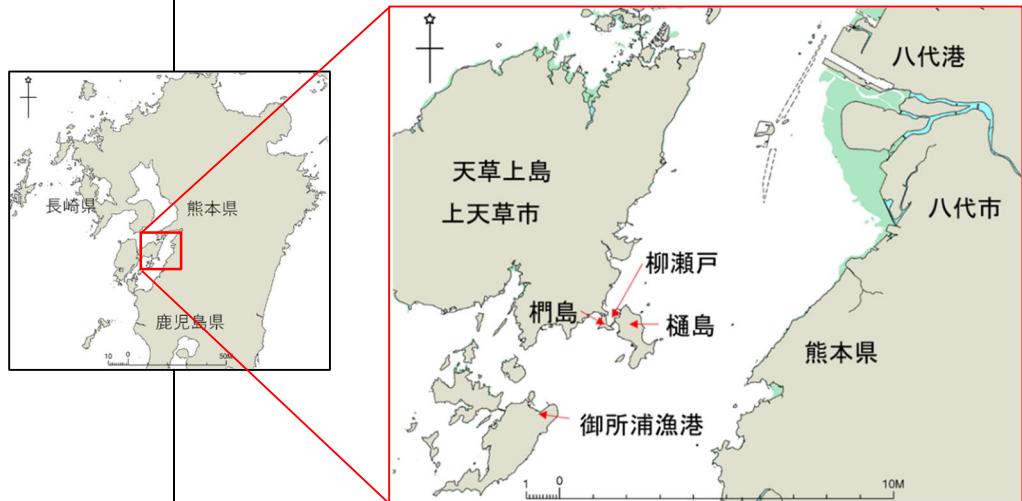


図1 A船の航行海域

船長Aは、A船を柳瀬戸南口から約12ノットの対地速力で北航させ、右舷方の樋島側陸岸に少し近寄り、同陸岸との距離に注意しながら樋島大橋（上天草市坊主島と樋島との間）の下方を通過した。

船長Aは、樋島の陸岸付近に多くの釣り人がいたので気になり、しばらく右舷方を見ていたが、北方の海域を見渡せるようになったので、少し右舵を取り、船首方（北方）に視線を移した。

船長Aは、船首方を一見して航行の支障となる他船を見掛けなかったため、右舷船首方の上天草港樋島防波堤（以下「本件防波堤」という。）突端付近に意識を向け、本件防波堤と少し距離を開けて通過することができるように舵を中央に戻した。

船長Aは、先ほど一見した際に他船を見掛けず、また、日頃、水道の中央付近で漂泊している船を見た経験がほとんどなかったため、船首方（水道内）に他船はいないと思った。

船長Aは、その後も、引き続き本件防波堤との距離に意識を向け、時々船首方（遠方）を見ながら、操船を続けていたところ、09時43分頃船首部が何かに当たったような音がした。

この時、付近において本事故を目撃した人から、本事故の発生について118番通報が行われた。

船長Aは、衝撃がなかったため、浮流物に当たったと思い、そのまま航行を続け、八代港に入港後、岸壁に待機していた受取人に荷物を引き渡した。

船長Aは、八代港をすぐに出航し、御所浦漁港に戻ったところ、待機していた海上保安官からA船がB船と衝突したことを知らされ、柳瀬戸北部を北進中、浮流物に当たったような音がした際に、B船に衝突したことが分かった。

B船（組み立て式ボート）は、救命胴衣を着用した操縦者Bが1人

で乗り組み、釣りの目的で、06時00分頃上天草市白戸しろとの浜を出航した。

操縦者Bは、柳瀬戸内で移動と漂泊を繰り返して釣りを行っていた。

操縦者Bは、B船の船首を北北東方に向けて船外機を停止し、中央部付近に置いた椅子に腰を掛け、通航船舶の機関音に注意して時々周囲を見ながら左舷方に向けて釣りをしていたところ、樋島大橋の下方（右舷船尾方約400m）を通過してB船に接近してくるA船を視認した。

操縦者Bは、A船が水道に沿って北進してくると思ったが、ふだん水道内では航行中の船舶が漂泊中の船舶を避けていたので、A船が漂泊中のB船を避けると思い、A船を見ていたところ、右転してB船に向かってきた。

操縦者Bは、船長Aの顔が見えたが、B船に気付く様子がなく接近するので、B船を移動させる時間がないと思い、立ち上がってA船に向かって手を振った。しかし、A船が進路を変えずに接近を続け、約50～60mの距離になったので、危険を感じてB船の左舷方の海に飛び込んだ。

B船はその直後にB船船尾部とA船船首部とが衝突し、A船は船首部にB船船体を引っ掛けて押した状態で離れていった。

(図2 参照)

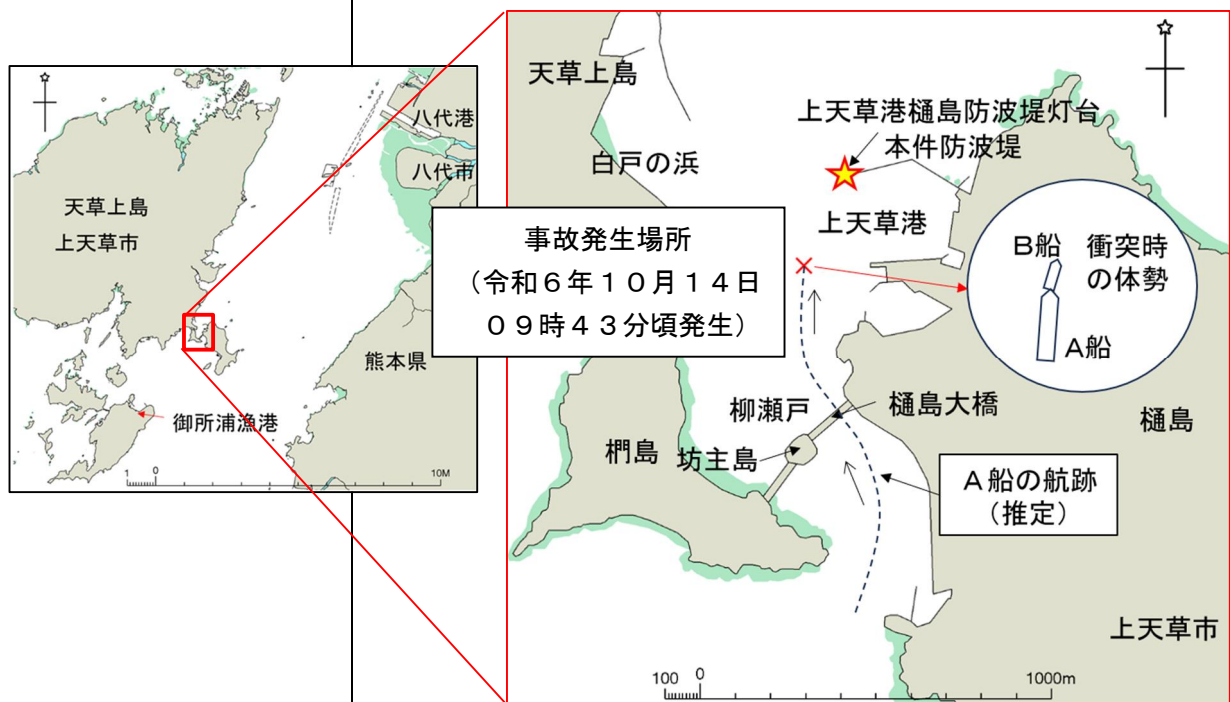


図2 航行経路図

	<p>操縦者Bは、近くの樋島側の岸壁（天草市上天草港）に向かって泳いだが途中で疲れて浮いていたところを、近くを通った漁船に救助され、同岸壁に搬送された後、118番通報を行った。</p> <p>B船船体は、海上を漂流していたところを、近くを通った別の漁船に回収された。</p>
その他の事項	<p>船長Aは、約60年前から自身で小型船舶を所有し、海上タクシー又は遊漁船の業務に従事する小型兼用船として運航し、本事故発生海域付近で業務を行っていた。</p> <p>A船は、航行時、船首が少し浮上するものの、船首方に見張りの支障となる死角はほとんどなかった。</p> <p>B船は、本事故当時、乾舷が船首約30cm、船尾約20cmであった。</p> <p>B船は、旗を搭載していたが、掲げていなかった。また、電子ホーン、ホイッスルなどの音の出る機器は搭載していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>(1) A船について</p> <p>① 船長Aは、右転の際に船首方を一見したのみで航行の支障となる他船を見掛けなかったこと、また、日頃、水道の中央付近で漂泊している他船を見た経験がほとんどなかったことから、船首方（水道内）に他船はいないと臆断していたものと考えられる。</p> <p>② 船長Aは、操船中、進路方向にあり、接近に注意する必要がある船首遠方の本件防波堤突端付近に意識を向け、自船から近い水域への注意が散漫になっていたものと考えられる。</p> <p>③ 船長Aは、A船にレーダーを装備していたが、昼間であり、ふだん頻繁に通航する海域であったことから、見張りに当たってレーダーを使用していなかったものと考えられる。</p> <p>④ B船の乾舷が約20cm（船尾）～30cm（船首）であり、A船に比べて船体の高さが低く、船長Aからは、B船を船として識別するのが困難な状況であった可能性があると考えられる。</p> <p>⑤ ①～④から、船長Aが、船首方近距離の見張りを適切に行わないまま、A船はB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>(2) B船について</p> <p>操縦者Bは、接近してくるA船を認めたものの、ふだん航行中の船舶が漂泊中のB船を避けていたことから、今回もA船がB船を避けると臆断していたものと考えられる。</p>

	<p>このことから、船長BがB船を移動させる等の避航動作の時機を逸し、B船はA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、柳瀬戸において、A船が北進中、B船が漂流中、A船が樋島大橋下方を通過後に、船長Aが、A船を右転させた際、船首方を一見したのみで本件防波堤突端付近に意識を向け、船首方近距離の見張りを適切に行っていなかったため、船影の小さなB船に気付かず、また、操縦者Bが、B船に接近してくるA船を認めた際、航行中のA船が漂流中のB船を避けると臆断し、余裕のある時機にB船を移動させなかったため、避航動作の時機を逸し、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、日頃、漂流船を見たことのない場所であっても、発見が難しい小型船舶等がいることを考慮しながら、遠方のみを意識を向けることなく近距離にも注意し、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、航行中、船体に衝撃や異音を認めた場合、必ず周囲及び船体の状況を確認すること。 ・ 船長は、漂流中に接近する他船を認めた際、他船が自船に気付かずに航行している場合があるので、他船が避けると思わず、余裕がある時機に自船を移動させるなど、衝突を避けるための措置を早めに採ること。 ・ ミニボート等船体の高さの低い小型船舶の船長（操縦者）は、ミニボート等の存在が分かるように目立つ旗を掲げることが望ましい。 ・ 小型船舶の船長は、防水措置を行った携帯電話を携帯しておくこと。